

## 神社建築の形成過程

——平安時代前期・中期を中心に——

山 岸 常 人

【要約】天武朝の官社制創出に伴って、律令神祇祭祀制度が確立されるとともに、神社の施設が整備されるようになったとされている。しかし神社建築が七世紀後半以後直ちに全国に流布してゆくわけではない。官社制の下での神社建築は、いつ、どのような過程で全国に流布していったのか。神社数の変化、神社修造・清掃政策、国史に見える神社施設の実態、発掘遺構などから知られる建築の形式などの検討を通じて、平安後期までに定型的な神社建築が徐々に建設されるようになってゆく過程と、神社建築の多様性の淘汰の過程を検討した。具体的には以下の点を明らかにした。平安前・中期に、国家は神社建築の造営・修理・維持管理や清浄に保つことを全国の諸社に命じ続けた。この対象となる神社は、限定的なものだったと考えられるし、その命令は迅速には貫徹しなかった。そのような中で、徐々に神社本殿等の施設が全国の神社に浸透していった。しかし、平安時代中期になっても神社の建築に関しては、本殿を持つ神社も、持たない神社も混在し、さらに発掘遺構などから見て本殿があったとしてもいまだ画一的な形式とはならず、七世紀以前の古風な建築形式を模倣したかと思われる本殿も含まれていた。神社本殿を建設することが定着し、限定的な建築形式に収斂するのは少なくとも十二世紀以降。官社制の成立が直ちに一律に神社本殿の建設をもたらしたのではなかった、その具体的様相を解明した。

史林 九八巻五号 二〇一五年九月

はじめに

古代における神社建築の歴史をめぐっては、建築史学分野だけではなく、考古学や歴史学の分野からも多様な議論が展

開されている。神社建築の成立だけでなく、奈良時代以降の神社が如何に運営されていったかの様相も多面的に把握できるようになっている。

しかし、古代の神社建築遺構は現存せず、十一世紀後半から十二世紀初頭の建設とされる宇治上神社本殿が現存最古の遺構である。伊勢神宮が奈良時代の形式をよく保持している<sup>①</sup>とは言え、天皇の守護神というその特異な位置からみて、一般の神社とはいささかの懸隔がある。古代の神社建築の形態は確実に知ることは困難である。これに貴重な手掛かりを与えるのが発掘調査で検出された建築遺構であるが、それが神社建築なのか否かを確定するのは極めて困難である。また一部の研究者に見られるような古墳時代以前とそれ以降の祭祀施設を安易に連続的に捉える考え方は慎むべきであるが、両者が全く別のものであるわけでもない。

このような史実把握の困難ななかで、とりわけ神社建築の形成と流布の過程を探ることが重要になる。

神社建築の形成については、天武朝に官社制<sup>②</sup>が創出されるのに伴って、神社本殿という建築が国家によって建設されたとの丸山茂の説を重視したい。岡田精司も神社建築の常設社殿は七世紀後半以降であるとしており、律令神祇祭祀制度の確立とともに神社の施設が整備されるようになったことは前提となろう。これらの説は、それまで多様なあり方を示していたであろう自然神に対する信仰やその施設と神社を峻別する明確な基準を示したものと言える。

しかしでは、それまでの地域や村ごとにあつたであろう祭祀の場や施設、またそれを奉祭し維持したであろう組織や社会集団と、官社制以降の神社の関係はどうなのか。さらに、神社建築が七世紀後半のある時点で成立したとして、それは直ちに全国に一律に流布してゆくわけではないはずである。官社制の下での神社建築は、いつ、どのような過程で全国に流布していったのか。

そもそも現存する神社本殿の形式を見ると、確かに種類は多い。神明造・大社造・住吉造・大鳥造・流造・春日造・日吉造・八幡造・中山造・皇子造・入母屋造・権現造など多様な形式名称が与えられている。この内、神明造・大社造・住

吉造などは、伊勢神宮・出雲大社・住吉大社などの律令神祇制度の中では極めて重要な位置を占める神社に用いられ、しかもそれが限られた神社でしか使われなかった。伊勢神宮のように史料的にも確認できる古代以来の形式がある一方で、日吉造のように九世紀末に成立したと考えられる形式もある<sup>⑤</sup>。古代から存在したであろう神社本殿に限っても、その形式は画一化されておらず、官社制の下で国家が整備させた神社建築には規格や基準がなかったかのよう<sup>⑥</sup>に思われる。

しかし現存する建築遺構で見れば、中世に建てられたものでは七割弱が流造、一割が入母屋造、二割が春日造であり、近世の国指定文化財を加えても、同様の比率となる<sup>⑦</sup>。つまり中世以降の一般的な神社本殿は、三種類の形式に限定されることになる。

中世以降の神社本殿は、多様な形式をもちつつも、むしろ特定の限定的な形式で建てられるのが一般的であったといえよう。

多様な形式に神明造・大社造・住吉造のような古い形式が含まれていることから見れば、古代のある時期までは多様な形式が用いられていたが、ある時期から限定的な形式が主に使われるようになっていったと見る事もできる。こうした想定が可能だとすれば、どのような過程と要因でそのような変遷が生じたのだろうか。

以上のような問題意識を踏まえつつ、本稿では、律令制の成立に伴って成立した神社に、平安後期頃までに定型的な神社建築が建設されるようになってゆく過程と要因、換言すれば多様性の淘汰の過程と、そのように考える事の妥当性を検討したい。

- ① 福山敏男『伊勢神宮の建築と歴史』（日本資料刊行会 昭和五十二年十二月）
- ② 官社とは神祇官から折年祭（陰暦一月四日に神祇官・国庁で行われ、た五穀豊穡を祈る祭り）に班幣を受ける神社で、神名帳に登録され、国家の支配を受けた神社である。
- ③ 丸山 茂「神社建築の形成過程における官社制の意義について」（同『神社建築史論—古代王権と祭祀』中央公論美術出版 平成十三年七月）
- ④ 岡田精司「神社建築の源流」（『考古学研究』四六一—二 考古学研究 会 平成十一年九月）

⑤ 黒田龍二「北野天満宮本殿と舍利信仰」(同「中世寺社信仰の場」

思文閣出版 平成十一年八月)

平成十二年十月)

⑥ 現存する神社本殿は、十二世紀前期の建立と考えられる宇治上神社本殿が最古であり、従って古代の神社本殿の形式を現存遺構で確認する事はできない。伊勢神宮正殿は福山敏男の研究(前掲註①)によって奈良時代まで遡ってその形式が現状とほぼ変わらないことが確認されているが、その他の神社については古代の形式を知る確実な史料は今見いだされていない。

近世の遺構を加えた場合は、六割弱が流造、二割弱が入母屋造と春日造となる。ただしこれは国指定文化財の比率であって、例えば近世の遺構を悉皆調査した兵庫県香美町内の近世(わずかに中世後期の遺構も含まれる)の現存遺構は、五割強が流造、三割弱が入母屋造、一割弱が春日造である。大勢は変わらないが、春日造の比率は下がる。

⑦ 黒田龍二「国宝と歴史の旅 四 神社 建築と祭り」(朝日新聞社

『香美町寺社建築調査報告書』(香美町教育委員会 平成二十五年三月)

## 第一章 神社の施設とその修造

### (一) 神社の数の変化

「続日本紀」①以下の古代の史料を通覧すると、諸国の諸社や七道の諸社への奉幣・祈雨などの記事が頻出する。字面だけを見れば全国津々浦々に神社が完備し、それを国家が管理していたかに見える。しかし「続紀」文武二年正月戊寅・慶雲三年閏正月戊午条などのように新羅からの献納物を諸社に配分するとの記事を見れば、津々浦々の神社すべてに配分はかなわないと見ざるをえない。つまり諸国諸社とは、限定的な神社であったと見るべきである。

そこですまず注目したいのは神社建築成立以降、神社の数はどのように変化したのかという点である。日本国内の神社数を確認するには「延喜式」に頼らざるを得ない。同書巻第九の冒頭には「天神地祇惣三千一百卅二座」と記す。これが延長五年(九二七)に撰進された延喜式に把握された官社ということになる。平均して一国で六十座、一郡で五から六座であったことになる。実際は国によって数のばらつきが大きいが、官社の最終的な数ということになる。時代を遡るとこの

数はどうであつたのか。部分的に知ることできる史料はある。

「統紀」宝龜十一年(七八〇)十二月丁巳条には、陸奥国の桃生・白河等郡に十一社があつたことを記す(史料二)。

史料一 「統紀」卷第三十六 宝龜十一年十二月丁巳条

陸奥鎮守副將軍從五位上百濟王俊哲等言、己等為賊被圍、兵疲矢尽、而折桃生・白河等郡神十一社、乃得潰圍、自非神力、何存軍士、請預幣社、許之、

「延喜式」では桃生郡に六社、白河郡に七社あると記しているから、「統紀」の記載が二郡だけの神社数だとすれば、宝龜十一年にはそれより若干少なかつた。「統紀」の「等」の文字にこだわると、二郡だけの数ではないと見られるから、更に「延喜式」成立時より官社は少なかつたことになる。

貞觀八年(八六六)正月廿日太政官符(「三代格」卷一 史料二)・「三代実録」貞觀八年正月廿日条(史料三)には以下のように記す。

史料二 貞觀八年正月廿日太政官符(「三代格」卷二)

太政官符

應聽奉諸神社幣帛使出入陸奥国関事

菊田郡一前 磐城郡十一前 標葉郡二前 行方郡一前 宇多郡七前 伊具郡一前 日理郡二前 宮城郡三前 黒河郡一前 色麻

郡三前 志太郡一前 小田郡四前 牡鹿郡一前

右得鹿嶋神宮司解僱、禰宜外正六位上中臣部道繼解僱、大神苗裔之神在陸奥国、古老伝云、延曆以往割大神封物充幣帛料奉件諸神、弘仁以来止而不奉、因之茲諸神成崇、物恠類示、(略)

貞觀八年正月廿日

史料三 「三代実録」卷十二 貞觀八年正月廿日条

先是、常陸国鹿嶋神宮司言、大神之苗裔神卅八社在陸奥国、菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、曰理郡二、宮城郡三、黒河郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、聞之古老云、延曆以往、割大神封物、奉幣彼諸神社、弘仁而還、絶而不奉、由是諸神爲祟物恠寔繁、嘉祥元年、請当国移状、奉幣向彼、而陸奥国、稱无旧例、不聽入関、宮司等於関外河辺、祓棄幣物而帰、自後神崇不止、境内旱疫、望請、下知彼国、聽出入関、奉幣諸社、以解神怒、其幣料用大神封物、又言、鹿嶋大神宮物六箇院、廿年間一加修造、所用材木五万余枝、工夫十六万九千餘人、料稻十八万二千餘束、採造宮材之山在那賀郡、去宮二百餘里、行路嶮峻、挽運多煩、伏見、造宮材木多用栗樹、此樹易栽、亦復早長、宮辺閑地、且栽栗樹五千七百樹、杉樹卅四万株、望請付神宮司令加殖兼斎守、太政官処分、並依請、

陸奥国には貞観八年（八六六）に鹿嶋神の苗裔の神が三十八社あった。それらの苗裔神は、延曆年中から鹿嶋神が封物を幣帛料に充てて祀ってきた。ということは、延曆（九世紀初頭）以前は陸奥国内には鹿嶋神の苗裔神がなかったか、あるいは延曆以前にもあったとしても、鹿嶋神のような公的祭祀に預かる神とは関連のない、国家から把握されざる在地の雑信仰であったと想定される。延曆以前に苗裔神がなかったのであれば、奈良時代の陸奥国にはかなりの神社が存在しなかつたことになる。同太政官符に書き上げられた郡ごとの神の数は、延喜式に書きあげられた神の数より多い郡もある中で、陸奥国内の鹿嶋神の苗裔神は、すべてが官社とはなっていたわけではなかつたようであるが、官社・非官社を問わず、八世紀から九世紀にかけて神社やそれに準ずる祭祀の場が増加していった状況がうかがえる。

即ち、成立期には少数の神社しかなかったものが、その後、あるいは新たに創立され、あるいは在地の雑信仰の場や施設が神社と認定されるなどして、神社が増加していったと見られる。その増加の仕方はい律ではないが、鹿嶋神の例を踏まえると、有力神社が勧請により分祀をして、官社に値する神社を地方に設置していったと想定されるし、桃生・白河郡の例で見れば、在地の在来の祭祀の場が、神威を發して国家に貢献したことにより神社と認められるようになることもあつたと考えられる。

官社の数的変化については、小倉慈司の優れた研究がある。小倉は「延喜式」の標注を検討して、式内社のうち十七パーセントは弘仁式以後に官社に列せられたこと、さらに大部分の官社は弘仁十年(八一九)以後に増加したものと結論づけた。上述の拙論を踏まえれば、そうした官社増加の傾向は弘仁以前でも同様であった、逆に言えば、八世紀に五畿七道の諸社などと記されていても、その数は相当に少なかったと見てよいことになる。

## (二) 神社の施設の成立

では、奈良時代の神社に施設があつたのか否か、神社建築か否かは別として、祭祀に関わる構造物の有無について考えたい。

まず先行研究の重要な指摘を確認しておきたい。松尾充晶<sup>④</sup>は、天平五年(七三三)に完成した「出雲国風土記」の神社の記述を検討し、山や岩等の自然物の社とそれを祀る山麓の社があり、後者は官社に位置づけられてゆくと指摘した。松尾は山麓の社も含めた村落と対応した社を「領域と施設の明確な神社」と呼び、「建築物としての社殿が設けられていた」と推定している。それが「出雲国風土記」の編纂された八世紀中期の出雲の実態であり、古代社会の普遍的な祭祀空間の実態でもあるとした。松尾の論点は社と村落との関係も含め多岐にわたっているが、ここで注目するのは自然物だけの社があること、官社には建築的施設がある場合があるという指摘である。

山麓の社に建築物が設けられていたことは一般的だったと考えてよいのであろうか。また一方で、山中の自然物だけの神・社は、施設がないのに、祭祀の対象としてその場が明確に存在した。両者の併存は普遍的であつたのか。

このことに関して、先に述べたように丸山の説は、官社と松尾の言う山の社のような自然信仰との峻別を明確にする。「官社制は、したがって「神社」は、在地の信仰が「自然に」結実したのではなく、在地の宗教伝統を、国家が創始した官社という形式に合うように誘導した<sup>⑤</sup>」という丸山説については、それがどのような過程を経て定着していくのかを見

る必要がある。国家の指令の下で神社本殿の建築が一律に普及したとは思えない。そこで、神社建築の普及の背景となる神社の修造・清掃政策が手掛かりとなる。

(三) 神社の修造・清掃政策——八世紀中期まで——

官社制に基づく神社本殿の普及の背景と考えられるのが、奈良時代から平安中期までの神社の修理・清掃政策である。神社を修理・修造すること、また清浄を保つことが全国の神社に対して頻繁に命じられている。ここでの修理・修造は、既に指摘されているように、新たに建物を作ることも、現代の語義での修理も、いずれも含んでいる。従って、修造・清掃は、単なる修理や掃除を超えて、さまざまな意味で施設の維持管理を励行することを意味したと考えられる。

この問題については山本信吉・加瀬直哉・有富純也・小倉慈司等の研究があり、概ね論じ尽くされているように思われるが、それらの先行研究に導かれつつ、神社施設との関係で見直してみたい。

奈良時代以前の全国規模での神社の修造の初期の記録として、天武十年（六八一）の「詔畿内及諸国修理天社地社神宮」〔紀〕同年正月己丑条、天平九年（七三七）の「遣使于畿内及七道令造諸神社」〔統紀〕同年十一月癸酉条、天平神護元年（七六五）の「遣使修造神社於天下諸国」〔紀〕同年十一月壬戌条が知られている。

清掃については、慶雲三年（七〇六）の「令掃浄諸仏寺并神社」〔統紀 卷第三〕同年閏正月庚戌条や、神龜二年（七二五）の下記の記事がある（史料四）。

史料四 「統紀」卷第九 神龜二年七月戊戌条

詔七道諸国、除免祈祥、必憑幽冥、敬神尊仏、清浄為先、今聞、諸国神祇社内、多有穢臭、及放雜畜、敬神之礼、豈如是乎、宜国司長官自執幣帛、慎致清掃、常為歳事、又諸寺院限、勃加掃浄、仍令僧尼誦金光明経、

ここで七道・諸国の神祇の社と言っても、前項で見たように限られた神社に過ぎなかったと考えられるし、史料四では

寺院と同列に扱っていて、神社の独自性を窺うことが出来ない。

同じ修造・清掃の政策として、宝龜七年（七七六）の勅を受けた翌八年太政官符（史料五・六）はより明確な施策が示される。

史料五 「統紀」卷第三十四 宝龜七年四月己巳条

勅、祭祀神祇国之大典、若不誠敬何以致福、如聞、諸社不脩人畜損穢、春秋之祀亦多怠慢、因茲嘉祥弗降、災異荐臻、言念於斯情深慙傷、宜仰諸国莫令更然、

史料六 宝龜八年三月十日太政官符（「三代格」卷第一所収）

太政官符

督課諸祝掃修神社事

右檢案内、太政官去年四月十二日下諸国符傳、掃修神社潔齋祭事、国司一人專当檢校其掃修之状、毎年申上、若有違犯、必科違勅之罪者、今改建例、更重督責、若諸社祝等不動掃修神社損穢、宜収其位記差替還本、即録由状附便令申上、自今以後立為恒例、

宝龜八年三月十日

人や獸が損ない穢し、春秋の祭祀を怠っている神社については、国司が責任を負うべきであると共に、それぞれの社の祝が掃修に勤めるべきであるとされた。国司による包括的管理だけでは不十分である事への対処方針が具体的に示されたことになる。

天武十年から宝龜八年までの時期に、国家が神社の維持に責任をもっていて、実際は国司がその任に当たり、更にそれぞれの神社の祝らがそれにあたる体制が整備されていた。ただし、現実にもその間に神社にどれだけの施設や建造物が完備していたのかは、実態は不明である。人畜が損穢する施設とは、建築物であるよりは、祭場となる空間（柵などで囲繞されただけの土地）であるようにも思われる。

仮に建築的な施設があつたとして、以下のような二種の解釈が可能になる。

(ア) 仮に天武十年から神社に建築的施設が設けられるようになったのだとしたら、それから九十年たつた宝龜年間までにそれらの施設が傷みだし、その維持・修理が命ぜられた。しかしその神社に属して祭祀に携わつたであろう祝は「国之大典」(史料五)たる祭祀を万全に実行することもなく、施設の維持にも専心していない。つまり朝廷から与えられた、作られた建築的施設たる神社は在地に定着していなかつたことになる。この解釈は丸山説と同趣旨の前提に立つ。

(イ) 仮に神社施設が天武十年以前の古くから存在したのだとすれば、八世紀初頭から中期になつて、古くからの神社施設を維持してきた祭祀組織<sup>④</sup>が機能しなくなつていて、国司がその任を負うしか維持の方途はなくなつていたと見る事もできる。この解釈は神社建築の成立を律令制の成立以前の古い時期に見る古典的な歴史観に基づく。

(ア) の解釈に立てば、官社制によつて神社建築を直ちにはそれぞれの地域に定着させられなかつたことを意味する。

(イ) の解釈に立てば、律令制以前から存在した神社施設を維持できる社会体制が崩壊して、朝廷の支配下の国司という新たな体制でなければ維持できなくなつていたことを示す。丸山説に立てば、天武十年以前の施設は官社とは区別されるべきものであり、ここでは(イ)の解釈はとらない。いずれにせよ、律令制に伴い神信仰のあり方が変質し、七世紀以前とは異質の、それ以降の神社に転換して行く過程を示していると考えられる。

#### (四) 神社の修造・清掃政策——弘仁以降——

ところで、ここで注意すべきは、神社施設の維持のための体制整備の政策は、宝龜以後も引き続き継続していたことである。即ち弘仁二・三年(八一・二)の太政官符(「三代格」)には、有封の神社は神戸百姓が、無封の神社は禰宜・祝が、修造に責任をもつこと、国司はそれを監督する事が定められた(史料七・八)。

史料七 弘仁二年九月廿三日太政官符(「三代格」卷一)

太政官符

応令神戸百姓修理神社事

右奉 勅、諸国神戸例多課丁、供神之外不赴公役、宜役其身修理神社、随破且修莫致大損、国司每年巡檢修造、若不遵改更致緩怠者、随状科破、

弘仁二年九月廿三日

史料八 弘仁三年五月三日太政官符（三代格）卷一 「後紀」卷廿二同日条も同内容）

太政官符

応無封神社令欄宣祝等修理事

右、有封之社、応令神戸百姓修造之状、下知已詔、至于件社未有処分、今被大納言正三位藤原朝臣園人宣稱、奉 勅、宜仰諸国、自今以後令件等人永加修造、每有小破随即修之、不得延怠令致大破、国司每年屢加巡檢、若欄宣祝等不動修理、令致破損者、並從解却、其有位者即追位記、白丁者決杖一百、国司不存檢校、有致破壊者、遷替之日拘其解由、但遭風火非常等損、難輒修造者、言上聽裁、

弘仁三年五月三日

これら弘仁の太政官符の「随破且修莫致大損」「每有小破随即修之、不得延怠令致大破」などの文言から、建造物が存在したことは認めて良いと考えられる。九世紀前期にいたって、基本的には神社に建築的施設が完備するようになっていた。一方で、祝等の神社に直結した祭祀の組織がやはり神社の維持に完全に機能していなかったこと、その状態が宝龜年間から継続していた事をも示している。

この弘仁の規程はその後も基本方針として継承された。それは貞觀十年（八六八）六月二十三日太政官符（史料九）に引用されていることで確認される。しかしそれが厳格に守られて神社修造・清掃が万全に行われていたわけでもない。貞觀六年には国司が規程を守らず、神主・欄宣・祝らに任せきりとなっていて、「華飭」を加えるよう命じても実現していな

いので、改めて諸社に「修飭」を加える事を命じている（「三代実録」貞観六年七月廿七日条 史料十）。

史料九 貞観十年六月二十八日太政官符（「三代格」卷一）

太政官符

応以大社封戸修理小社事

四箇条之初条

右撰格所起請儀、太政官去弘仁十三年四月四日下大和国符儀、得彼国解儀、檢案内、太政官去弘仁三年五月三日符儀、有封之社令神戸百姓修造、無封之社令禰宜祝部等永加修理、国司不存檢校有致破壊者、遷替之日拘其解由者、国依符旨行来尚矣、而今有封神社已有治力、無封神社全無修料、仍貪幣祝部無由修社、吏加檢責各規遁隱、推其苦跡誠有所以、仍檢神苗裔本枝相分、其祖神則貴而有封、其裔神則微而無封、仮令飛鳥神之裔天太玉・白瀧・賀屋鳴比女神四社、此等類是也、望請、以無封苗裔之神、分付有封始祖之社、則令有封神主鎮無封祝部、然則社有修掃之勤、国無崇咎之兆者、右大臣宣、奉 勅依請者、事施一國、遵行有便、伏望、下知四畿内及七道諸国者、中納言兼左近衛大将從三位藤原朝臣基経宣、奉 勅依請、

貞観十年六月廿八日

史料十 「三代実録」卷九 貞観六年七月廿七日条

勅曰、去年七月廿五日、頒下五畿并伊賀・伊勢・志摩・遠江・相摸・上総等国云、鎮護国家消伏災害、尤是敬神祇欽祭礼之所致也、是以格制頒下警告懇勸、今聞、諸国牧宰不慎制旨、專任神主禰宜祝等、令神社破損、祭礼疎慢、神明由其發祟、国家以此招災、今欲令諸社一時新加華飭、而経月踰年、未有修造、宜早加修飭勿致重怠、

さらに延長四年（九二二）五月には公家、即ち国家の経費で修理するに際し、禰宜・祝・社預の書類への署名、更には随時の修理にも責任を負わせることを明確化した（延長四年五月二十七日太政官符「政事要略」所収 史料十一）。経費負担を国が担う仕組みがあるにも拘わらず、国司も、神社を維持するはずの在地の祭祀組織も、神社の施設の修理・修造に熱心ではなかつた状況が続いていたことになる。

史料十一 延長四年五月二十七日太政官符（「政事要略」卷第五十四所収 『新訂増補国史大系』による）

太政官符神祇・宮内等官省

応修理神社事

右、修理神社、具在格条、而時世漸久、憲法頗緩、爰件禰宜祝等、不修少破遂致大損、是則只待公家之修理、不加私功之織芥之所致也、左大臣宣、奉勅、自今以後、差公使令修理之状、社修理之時、禰宜祝并社預等、相共檢知、請覆勘文同加署名、仍須十年為限、其間少破、禰宜祝并社預等、即加修理、立為恒例、不得違失者、官省承知依宣行之、符到奉行、

參議右大弁藤原朝臣

左大史阿刀宿禰

延長四年五月廿七日

十世紀末に至っても、弘仁の格（史料八）及びそれを承けた延長の官符（史料十二）が引用されて、いわゆる長保新制として継承された（長保元年（九九九）太政官符 史料十二）。これは弘仁の施策が定着してはいるものの、実態としてはその定めるとおりには実現していなかったことを意味するものでもある。

史料十二 長保元年七月廿七日太政官符（「新抄格勅符抄」 『新訂増補国史大系』による）

太政官符 神祇官

雜事十一箇條

（略）

一、応重禁制神社破損事、

右神社破損、其制已重、犯過之輩罪科不輕、弘仁三年五月三日格條、有封之社応令神戸百姓修造之状、下知已訖、至于無封之神者、宜令禰宜祝部等、永加修造、每有小破、隨即修之、国司毎年屢加巡檢、若禰宜祝部等、不勤修理令致破損者、並從解却、其有位者即追位記、白丁決杖一百、国司不存檢校有致破損者、遷替之日、拘其解由、又延長四年五月廿七日符條、修理神社、具在格条、爰件社

禰宜等、不修小破、遂致大損、是則只待公家之修理、不加私功之織芥之所致也、自今以後、差公使令修理之時、禰宜祝部并社預等相共檢知、請覆勘文、同加署名、仍須十年為限、其間小破、禰宜祝并社預等、即加修理、立為恒例者、而国幸不守憲章、社司無有勤節、弥倍頹壞、常為墟蕪、或指枯木之下称社、或排荒野之中称祠、空違潔慎之勤、動招侮蔑之崇、同宣、奉、勅、自今以後国司屢以巡檢、令勤修理、兼致守護、符到之後、猶有意慢之輩、加其科責、一如先格、

(以下略)

九世紀から十世紀は、国家としての神社の建築的施設を整備し、また維持してゆくという施策の継続と、それを遵守しない国司と在地の祭祀組織の神社軽視とのせめぎ合いの中で、維持される神社と廃絶する神社が淘汰された時代と見る事ができよう。

実際、長保新制では国司も社司も法令に則らず、責務を果たさないうために、枯木の下を指して社と称し、荒野の中を排して祠と称する事態に至つていふ(史料十二)。廢墟となつた神社施設を神社と強弁していたことになる。これについて、北條勝貴は官社以前の在来の祭祀施設が荒廢した姿だと言うが、この文脈では官社を放置して廢絶させてしまつてゐる事実を指摘していると見るべきであり、宝龜から弘仁・貞觀を経て継続している修造・清掃施策は必ずしも定着したとは言えないことになる。

① 以下、六国史等の略記方法と使用した刊本は下記の通りである。

「日本書紀」は「紀」、刊本は「日本古典文学大系」、「続日本紀」は「続紀」、刊本は「新日本古典文学大系」、「日本後紀」は「後紀」、「続日本後紀」は「続後紀」、「日本文徳天皇実録」は「文徳実録」、「日本三代実録」は「三代実録」、「類聚三代格」は「三代格」、刊本はいずれも「新訂増補国史大系」。

② 「続後紀」承和十二年七月丁卯(廿二日)条に鹿島神社に「奉幣朝使」が関わっていることによる。この点については岡田莊司編「古代

諸国神社神階制の研究」(岩田書院 平成十四年) 参照。

③ 小倉慈司「延喜神名式」貞一「延」標注の検討—官社の数量的変遷—  
「延喜式研究」第八号 延喜式研究会 平成五年九月  
④ 松尾充晶「古代の祭祀空間—出雲国風土記」にみる地域社会の神と社—  
「史林」第九八卷第 号 史学研究会 平成二十七年一月  
以下の引用も同論文による。

⑤ はじめに註③丸山論文 八六頁  
⑥ 西宮一民「第二章 「訓読」各説」(同「古事記の研究」 おうふ

う 平成五年十月）、神野志隆光（二「国作り」の文脈」（同「古代天皇神話論」若草書房 平成十一年十二月）

⑦ 山本信吉「神社修造と社司の成立」（山本信吉・東四柳史明編『寺社造営の政治史』思文閣出版 平成十二年十二月）

⑧ 加瀬直哉「平安時代の神社と神職」（吉川弘文館 平成二十七年三月）の第一部各章の諸論稿

⑨ 有富純也「神祇官の特質―地方神社と国司・朝廷」（有富純也『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会 平成二十一年三月）

⑩ 小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」（『史学雑誌』

第一〇三編第三号 史学会 平成六年三月）

⑪ その他、先行研究が少なくないが、註⑦、⑩論文に詳しい。

⑫ 「続紀」宝龜七年八月朔（二日）条には、祝の処置について定める。ここでは禰宜・祝を指している。熊谷保孝「官社制下の神職」（同

⑬ 「律令国家と神祇」第一書房 昭和五十七年六月）によれば、官社制の成立と共に定められた制度であるが、特に祝はそれ以前から存在した語としている。

⑭ 北條勝貴「古代日本の神仏信仰」（国立歴史民俗博物館研究報告）第一四八集 国立歴史民俗博物館 平成二十年十二月）

## 第二章 神社建築の有無とその様相

次にそもそも、平安時代の神社の建築的施設の有無や、その状態がどのようであったのかを、史料から探ってみたい。なおここでは伊勢神宮のように七世紀後期から建築的施設の完備していたような有力神社は取りあげず、極力地方の一般的な神社の実態を探るよう心がけたい。

### （一）建築施設の存在

既に修造政策で見たように、天武朝に天社地社の修理が命ぜられているから、何らかの施設のある神社があったことは間違いないだろう。天武十三年（六八四）「紀」同年十月壬辰条）や天平六年（七三四）「続紀」同年四月癸卯条）に、神社の地震による被害を確認させているのも、同様に施設の存在を示唆する。

神護景雲二年（七六八）に、常陸国が川を掘ると神社をえぐるから川を掘らないように願いでている記事（「続紀」同年八月庚申条）や、宝龜四年（七七三）に丹波国菴我社で盗人が供祭物を食べて死んだので、十丈ほど離して「更立社」てた

記事（「続紀」同年九月壬辰条）なども、神社に建築的施設があつたことをうかがわせる。しかし同時に、これらの事例が、建築的施設のない、祭祀の庭のみの神社であつたとの可能性を否定するものではない。後述するように、九世紀になつても自然物だけの神社があつた実例があるからである。建築的施設のない祭祀の場だけがあつたとしても、川の開鑿を避けたり、穢を避けて社地を移すことはあり得ることだからである。

九世紀中期になつて、天安二年（八五八）に、筑後国の高良玉垂神及び比咩神の正殿が焼けて位記が焼損したとの記録は、地方の神社に本殿があつたことを示す確実な史料となる（「文徳実録」天安二年五月甲戌条 史料十三）。その本殿の中に神の位を記す位記の正文が奉安されていたのである。

#### 史料十三 「文徳実録」卷十天安二年五月甲戌条

先是、高良玉垂神及比咩神等正殿遇失火、位記皆被焼損、仍今日勘旧文案、更令書之、但彦神本位從三位、比咩神本位從五位下、今授從四位下、又同神殊授封廿七戸、

これより先、弘仁三年（八二二）には、住吉神社・香取神社・鹿島神社がいわゆる二十年に一度の式年造替を行つたことを記しており（「後紀」卷廿二 同年六月辛卯条 史料十四）、九世紀初頭に、これら有力な神社に正殿を含む社殿があつたことは確実である。さらに、貞観八年（八六六）には常陸国の鹿島社に「六箇院」と称する相当な規模の施設群があつた（「三代実録」卷十二 貞観八年正月廿日丁酉条 史料三）。この施設群が、その造営に栗材を多く用いていたという記述は、後の神社建築と比べて特異である。<sup>①</sup>

#### 史料十四 「後紀」卷廿二弘仁三年六月辛卯条

神祇宣言、住吉・香取・鹿嶋三神社、隔廿箇年、一皆改作、積習爲常、其弊不少、今須除正殿外、隨破修理、永爲恒例、許之、

(二) 建築的施設のない神社

弘仁と貞観の施策を通じて、曲がりなりにも神社の建築的施設は増加していったと推定されるが、なお九世紀になって社殿がなかった神社は少なくない。

「統後紀」承和四年(八三七)十二月庚子条(史料十五)によれば、豊前国香春峰神について以下のように記す。

史料十五 「統後紀」卷六 承和四年十二月庚子条

大宰府言、管豊前国田河郡香春岑神、辛国息長大姫大目命・忍骨命・豊比咩命、惣是三社、元来是石山、而上木惣無、至延暦年中、遣唐請益僧最澄躬到此山折云、願縁神力平得渡海、即於山下爲神造寺誦經、爾来草木翳鬱、神驗如在、每有水旱疾疫之災、郡司百姓就之祈禱、必蒙感応、年登人壽異於他郡、望預官社、以表崇祠、許之、

即ち香春峰神は辛国息長大姫大目命・忍骨命・豊比咩命三神からなる神だが、その社は「石山」であつて、木も生えていなかった。最澄が渡唐の安全を祈願したことから延暦年間に山の下に寺を作る事になり、その神威によつて官社に列せられることになった。つまり官社になった九世紀前期にも社は草木の生えた岩山だけで、麓の建築的施設は神宮寺であつた。神社の社殿は見えてこない。

自然物だけの神社は九世紀には他にも存在した。「三代実録」貞観六年十二月廿六日己卯条(史料十六)によれば、肥後国阿蘇の健磐龍命は神靈池であるが、貞観六年(八六四)十月三日夜に池の水が沸騰した。健磐龍命の妃の比賣神は嶺であり、三つの岩であつたが、同日の夜に崩壊した。これらは阿蘇火山の噴火活動を意味するものであろう。

史料十六 「三代実録」卷九貞観六年十二月廿六日条

大宰府言、肥後国阿蘇郡正二位敷五等健磐龍命神靈池、去十月三日夜、有声震動、池水沸騰空中、東南洒落、其落東方者、如布延綫、広十許町、水色如漿黏着草木、雖経旬日、不消解、又比賣神嶺、元来有三石神、高四許丈、同夜二石神頽崩、府司等決之龜笠云、応

有水疫之災、

そもそもこの阿蘇の健磐龍命神は、天長二年（八二五）からしばしば池の水の変動を生じており、火山活動が続いていたと考えられる。貞観七年二月十日壬戌にはこれを鎮めるため「宜每寺薰修、每社走幣」すべきことが大宰府から言上され、太政官は五畿七道諸国に、同様の神社への命令を出している（「三代実録」同日条）。阿蘇の神やその社に祈らせているのではないところから、健磐龍命・比賣神には特定の建築的施設の社はなかったのではなからうか。

「続後紀」承和七年（八四〇）九月乙未条（史料十七）によれば、伊豆国の上津島（現在の神津島）には、三嶋大社の後の阿波神とその子物忌奈乃命が鎮座していた。同年七月五日夜に海中から噴火活動があつて新たに「神宮四院、石室二間、屋二間、閤室十三基」が作られた。

### 史料十七 「続後紀」卷九 承和七年九月乙未条

伊豆国言、賀茂郡有造作嶋、本名上津嶋、此嶋坐阿波神、是三嶋大社本后也、又坐物忌奈乃命、即前社御子神也、新作神宮四院、石室二間、屋二間、閤室十三基、上津嶋本体、草木繁茂、東南北方巖峻崕崕、人船不到、纔西面有泊宿之浜、今咸烧崩、與海共成陸地并沙浜二千許町、<sup>ア</sup>其嶋東北角有新造神院、其中有壘、高五百許丈、基周八百許丈、其形如伏鉢、東方片岸有階四重、青黄赤白色次第敷之、<sup>エ</sup>其上有一閤室、高四許丈、<sup>イ</sup>次南海辺有二石室、各長十許丈、広四許丈、高三許丈、其裏五色稜石、屏風立之、巖壁伐波、山川飛雲、其形微妙難名、其前懸爽纒軟障、即有美麗浜、以五色沙成修、次南傍有一磯、如立屏風、其色三分之二悉金色矣、眩曜之状不可敢記、<sup>ア</sup>亦東南角有新造院、周垣三重以堊築固、各高二許丈、広一許丈、南面有二門、其中央有一壘、周六百許丈、高五百許丈、<sup>エ</sup>其南片岸有十二閤室、八基南面、四基西面、周各廿許丈、高十二許丈、<sup>ウ</sup>其上階東有屋一基、盜玉瓦形葺造之、長十許丈、広四許丈、高六許丈、其壁以白石立固、則南面有一戸、<sup>ウ</sup>其西方有一屋、以黑瓦葺作之、其壁塗赤土、東面有一戸、院裏礫砂皆悉金色、<sup>ア</sup>又西北角有新作院、周垣未究作、其中有二壘、基周各八百許丈、高六百許丈、其体如盆伏、南片岸有階二重、以白沙敷之、其頂平麗也、從北角至于未申角、長十二許里、広五許里、皆悉成沙浜、從戌亥角、至于丑寅角、八許里、広五許里、同成沙浜、<sup>ア</sup>此二

院 元是大海、又山岑有一院一門、其頂有如人坐形石、高十許丈、右手把劍、左手持杵、其後有侍者、跪瞻貴主、其辺嵯峨不可通達、自餘雜物、燎焰未止、不能具注、去承和五年七月五日夜出火、上津嶋左右海中燒、炎如野火、十二童子相接取炬、下海附火、詣童子履潮如地、入地如水、震上大石、以火燒摧、炎燭達天、其狀朦朧、所所焰飛、其間經旬、雨灰滿部、仍召集諸祝刀禰等、卜求其祟云、阿波神者、三嶋大社本后、五子相生、而後后授賜冠位、我本后未預其色、因茲我殊示佐異、將預冠位、若禰宜祝等不申此祟者、出鹿火將亡禰宜等、国郡司不勞者、將亡国郡司、若成我所欲者、天下国郡平安、令産業豐登、今年七月十二日眇望彼嶋、雲烟覆四而、都不見狀、漸比辰近、雲霧霽明、神作院岳等之類、露見其貌、斯乃神明之所感也、

四院は下線部ア、石室二間は下線部イ、屋二間は下線部ウ、閣室十三基は下線部エに該当する。院・室・屋などの表記だけではいかにも神社の建築的施設が作られたかのように見えるが、それらの規模や形状についての記述を見れば、火山活動の溶岩や噴石などでできた自然地形を表現しているものであることが判明する。噴火でできた自然の地形がそのまま社になっていたのである。

しかし同時にこのような記述は以下のことも意味する。例えば一基の「屋」の屋根は、瓦形の盜玉で、もう一基の「屋」は黒瓦で葺かれていて、それぞれ一面に戸があつた。即ち通常の建築と類似した仕様で作られているかの如く描かれている。従つて九世紀中期に、周辺の神社に建築的な施設が存在した一般的状态があり、それに擬えて、火山活動でできた場を、建築物のある社の如く表現したとも見る事ができる。ただし、その「屋」の規模は、ひとつは長さ約十丈、広さが約四丈、高さは約六丈もあつた。これは大規模な仏堂を想起させる規模で、一般的な神社の社殿の規模を大きく上回っている。

即ち、九世紀中期には、幾度も朝廷の命令によつて、建築物としての神社の施設が定着しつつあつたが、自然の地形を神社の施設に見立てるだけの神社も併存しており、自然物とは別に建築物が併存して設けられていた例もあつたのである。長保新制で枯木の下や荒野を社・祠と呼んでいるのとは大きく隔たつて、阿蘇や伊豆の事例こそ、古くからの自然崇

押のあり方をそのまま残している事例と言つてよい。

① 岡田英男は当麻寺曼荼羅堂の前身の虹梁、扨田柵の発掘調査で出土した門柱の一部など、古代の建築での栗材の使用はまれに見られ、胆沢城跡の出土建築部材では栗が多いと指摘している。東北地方での栗の使用が目立つので、地域性ないしは周囲の自然環境を反映したものと見るべきかもしれない。また鈴木伸也・鈴木(三浦)恵による発掘調査で出土した中世の出土木製品・遺構構築材の材種類別の結果によれば、京都では栗材の使用は極めて少なく、鎌倉や平泉では栗材の使用比率が京都の四倍にも上ることが示されている。一方で檜材の使用比率は京都が鎌倉・平泉の三〜十倍に及ぶ。地域による使用木材の種類

### 第三章 神社本殿の建築形態

次に、奈良・平安時代において神社本殿の建築形態がまがりなりにでも知られる事例について検討したい。具体的な建築形態を知る文献史料は(四)で取りあげる「上野国交替実録帳」だけで、他には見いだしていないので、発掘遺構が手掛かりとなる。しかし発掘遺構は、神社本殿と確定できる例は殆どない。遺構の平面形式や周辺からの出土遺物、後世の神社の存在から、神社の建築的施設だと推定しているものばかりである。従つて確実な根拠として発掘遺構を扱うのは慎重でなければならない。

#### (一) 島根県青木遺跡

島根県松江市の青木遺跡<sup>①</sup>では、IV区と称される発掘区から方形貼石区画とその内部の掘立柱建物SB03、区画外の三棟の掘立柱建物SB02・04・05が検出された(図1)。これらは一連の遺構で、出土土器から「八世紀中頃〜九世

別の差異と言えるかもしれない。

岡田英男「古代建築に使つた木」(『普請研究』第八号 普請帳研究会 昭和五十九年六月)

鈴木伸也・鈴木(三浦)恵「鎌倉の木材利用―出土木材の樹種と年の観点から―」(小野正敏・五味文彦・萩原三雄編『考古学と中世史研究12 木材の中世 利用と調達』高志書院 平成二十七年七月)

② 貞観六年の他に、「後紀」卷卅三逸文(類聚国史・日本紀略) 天長二年四月庚辰(七日)条、「統後紀」卷九承和七年九月癸巳(廿一日)条、「三代実録」卷貞観九年八月六日壬申条に怪異の事が見える。

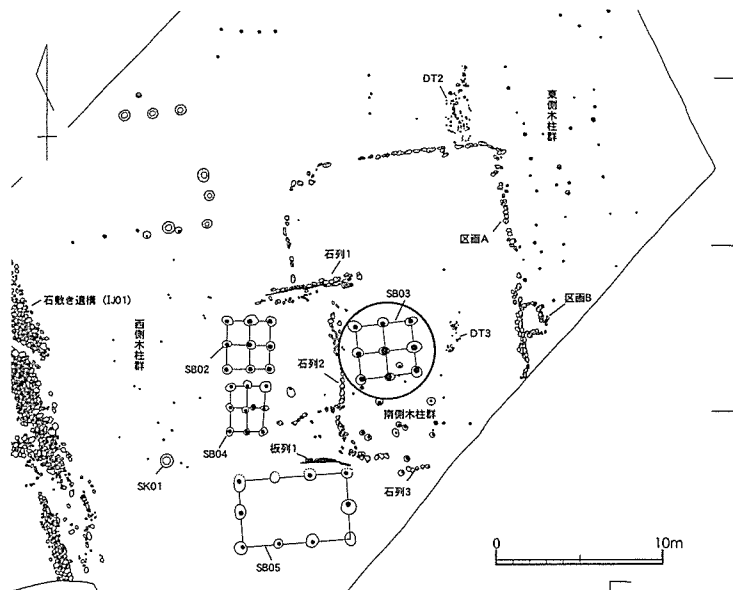


図1 青木遺跡IV区遺構図

出典：註①報告書掲載図を加工

紀前葉」と報告されている<sup>②</sup>。その中で中心的な施設はSB03であり、方形貼石区画の上に立っていて、他の建物より柱径も一回り大きい。平面は間口二間、奥行二間で中央に心柱が立ち、この心柱は更に一回り太い。柱間は一・四〜一・七メートルで、統一はとれていない（図2）。

この平面形式は近隣の出雲大社本殿（図3）と似ているが、大社本殿で棟持柱が壁面より外に飛び出しているのに対し、SB03ではそれが見られない<sup>③</sup>。ただ中央の柱（心柱）が側柱より太い点が出雲大社本殿とも共通する。そこに何らかの意味があったと想定される。方二間で、中央にも柱の立つ平面形式の建物は、先史時代から多数知られているが、<sup>④</sup>歴史時代には見られなくなる。

青木遺跡の上記一連の遺構の周辺からは、遺構と同時期の絵馬や墨書土器が出土している。墨書は「美談社」「美社」「神財」「祝□」など、神に関わるものがある。この墨書から、発掘調査報告書は上記遺構を「出雲国風土記」「延喜式」に見える美談社（美談神

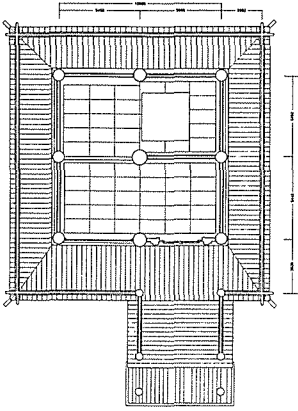


図3 出雲大社本殿平面図

出典：『出雲大社 社殿等建造物調査報告書』大社町教育委員会 平成十五年

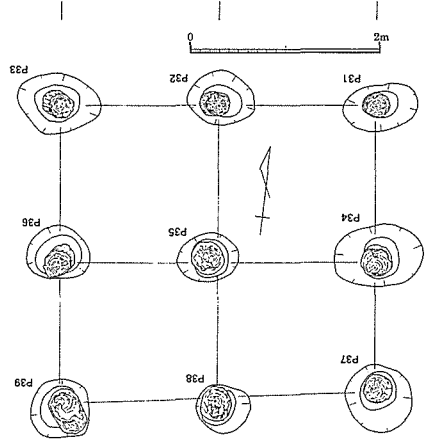


図2 青木遺跡 SB03平面図

出典：註①報告書

社）であると推定している。また近辺からこの神社遺構より降る十世紀初頭頃までに作られた神像も出土している。この報告書の遺構解釈は豊富な出土史料を緻密に分析した結果であるので、この結論に従うと、八世紀後半から九世紀前半に、出雲大社本殿に似た形式の方二間の神社本殿があったことになる。

この美談社本殿は、神社本殿の遺構としては極めて古い時期のものであるが、方二間で心柱もある建築の平面形式は、八世紀以前の古い建築形式を用いていて、出雲大社にしか継承されなかった形式<sup>⑤</sup>と言える。

またこのSB03とその周辺の建物の柱材は、クリ・カヤ・ケヤキ・クス・ツバキなど雑多な用材が用いられている<sup>⑦</sup>。前述の鹿島社の材種と似た傾向を示す。これが神社建築に特有な材木の用い方なのか否かは不明である。

### (二) 滋賀県金貝遺跡

滋賀県東近江市の金貝遺跡（図4）で検出された掘立柱建物第1区SB3は、桁行三間、梁間二間の身舎の正面に庇が付く平面形式である。桁行は二メートルの等間、梁行は身舎が二メートル等間、庇が三メートルである。このSB3から出土した遺物は極め

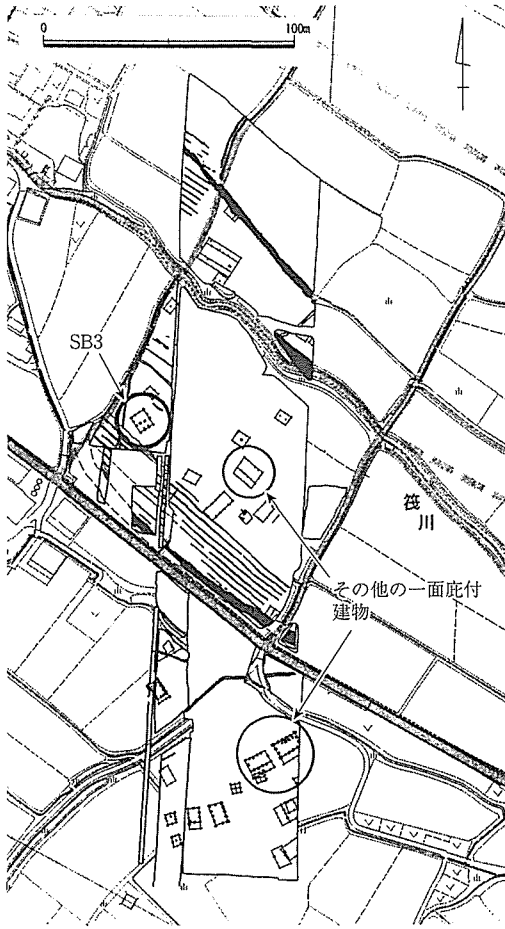


図4 金貝遺跡遺構図

出典：註⑩報告書を加工

て少ないが、周辺遺構からの出土遺物によって、八世紀後半から九世紀前半の遺構と考えられている。出土遺物に何らかの祭祀が行われた形跡を窺わせるものはない。<sup>⑩</sup>しかしこの遺跡の調査報告書及びそこに収められた黒田龍二の考察では、三間一面の平面形式、その柱間寸法、及び木階の親柱と考えられる庇柱に近接する小さな掘立柱堀方二箇所の存在から、上賀茂神社・下鴨神社の現在の本殿とほぼ同規模・同形式であり（図5）、SB3は三間社流造の神社本殿と推定している。また式内社川桁神社との関連も推測されている。

この遺構は上記指摘の通り、三間社流造の平面形式を備えており、神社本殿と考えることは一定の妥当性をもつ。しかし上賀茂・下鴨神社本殿と異なる点もあり、これも同じ報告書ですでに指摘されている。すなわち、SB3は両神社のように土台立ちではないこと、庇の柱も円柱の可能性があること、木階の親柱が庇柱に近接しすぎていること、柱径や柱堀方の深さが一定していないことがその差異である。

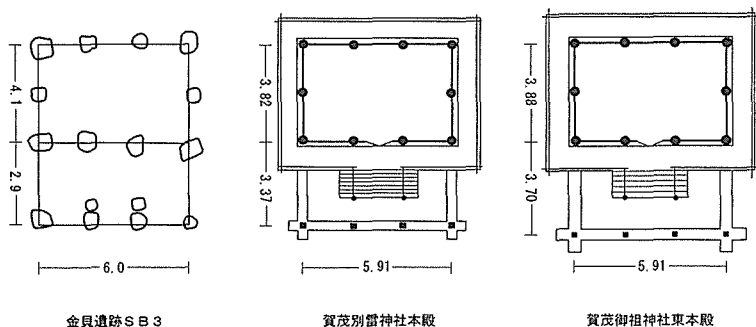


図5 金貝遺跡SB3と上賀茂・下鴨神社本殿平面

出典：註⑧報告書

さらに一面庇の建物は、古代の掘立柱建物ではしばしば見られる平面形式であつて、金貝遺跡の遺構図<sup>⑩</sup>を見ても少なくとも他に三棟の一面庇の建物が見いだされる<sup>⑪</sup>。従つてSB3を神社本殿と断定するには躊躇される。

しかし報告書のようにSB3を神社本殿と認めるならば、この遺構は確認できる三間社流造本殿の最古の遺構となると同時に、上賀茂・下鴨神社本殿を基準に考へている流造本殿の基本形とは異なり、土台がなく、庇が円柱の流造本殿があつたことになる。この他、SB3は柱径が一定せず柱筋の揃い具合が悪く、神社本殿のような儀式と関連する建物と見て良いか疑問を感じるが<sup>⑫</sup>、たまたま技術的な質が高くなかつたと考へてもよい。

### (三) 山梨県三ヶ所遺跡

三ヶ所遺跡<sup>⑬</sup>は山梨県甲州市(もとの塩山市)にあり、近辺に臨濟宗清白寺や窪八幡神社がある(図6)。平成二十二年の調査で検出された1号・3号建物は、掘立柱の建物で、間口三間、奥行五間の建物である(図7)。柱穴や周辺から九世紀後半の遺物が出土しており、その時期の遺構と考へられる。「塩毛」(塩笥の意味か)「奉」の刻書土器が出土し、祭祀に関わる遺構と考へる事ができる<sup>⑭</sup>。

笛吹川を挟んで西岸に立地する窪八幡神社は、古くは大井俣神社と称し、社藏の「大井俣神社本紀」<sup>⑮</sup>によれば貞観元年(八五九)に宇佐八幡宮を勧請した

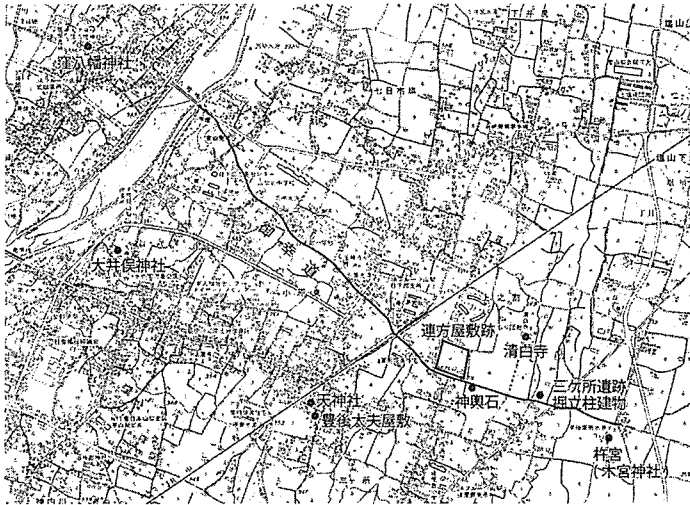


図6 三ヶ所遺跡の周辺環境

出典：註③報告書

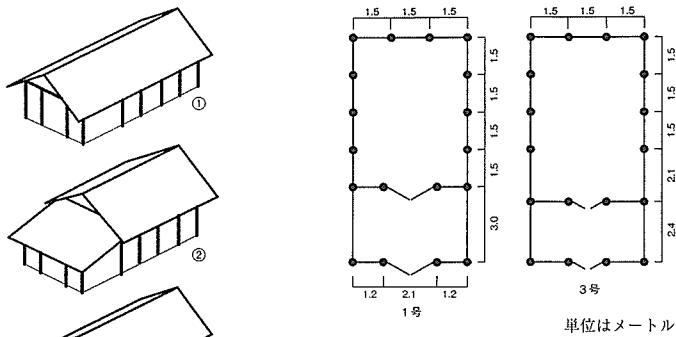


図7 三ヶ所遺跡1号・3号建物平面図

出典：註③報告書

図8 三ヶ所遺跡1号・3号  
建物復原案3種

出典：註③報告書

とする。また近世の記録に、中世後期には窪八幡神社からこの遺跡の地を通つて東の杵宮への神幸の祭礼があつたと記す。⑮  
「大井保神社本紀」を無条件に信ずることはできないし、数百年の時間的隔たりのある中世後期の祭礼と1号・3号建物とを安易に結びつけられないが、窪八幡神社の前身の神社に関連する建築と想定することは可能であろう。

1号・3号建物は、切妻造の身舎の妻側の正面に前室の付いた建物と考えられる。前室の部部の構造は図8のように様々考えられるが、いづれにしても現在見る事のできる神社本殿とは大きく異なる形態と言える。

#### (四) 群馬県抜鉢大明神社

やや時代が降るが、平安時代の神社社殿の規模を記述した貴重な史料として、いわゆる「上野国交替実録帳」がある。この史料は、長元三年(一〇三〇)に作成された国司の交替に際して作成される不与解由状の案文<sup>⑯</sup>であり、複数の草案が重複して収められている。ここで注目するのは以下の抜鉢大明神社の部分である(史料十八)。

#### 史料十八 「上野国交替実録帳」

正一位  
勳十二等抜鉢大明神社

借玉殿一宇

長三丈五尺、広三丈、高三丈五尺、

柱十四本

棟柱四本 三本各三丈五尺、口徑一尺、  
一本二丈八尺、口徑一尺、

檐柱十本 長各二丈八尺、口徑一尺、

棟一枝 長三丈五尺、

椽七十枝 長二丈、口徑三寸、

専玉殿一字

長三丈五尺、広二丈、高三丈五尺、

柱十四本

棟柱四柱 長三丈五尺、口徑二尺一寸、檐柱十本 長二丈八尺、口徑二尺、

棟一枝 長二丈五尺、枇木四枝 長八丈、広一尺二寸、厚三寸、

經木八枝 長八尺、厚一尺三寸、広一尺五寸

(略)

件社、為前例以卅年為限有造替之事、「爰」「年也」「悉以造立」「年也」当年之内□万寿□二年相当件改造之事、因茲始從玉殿迄于□垣、採新材木不用旧材、「悉以造立」神威如在殊致其勤□、

借玉殿と専玉殿がどのような建物か明確ではないが、同じ史料の赤城明神社では建造物が列挙される中で、御玉殿が最初に記されているので、玉殿は本殿と見て良い。抜鉾大明神社では借玉殿と専玉殿はほぼ同規模で、前者が梁間が広い。

一方、柱の太さは後者が太い。専玉殿を本殿、借玉殿は権殿か拝殿と見る事ができよう。

専玉殿の平面は、柱の種類と本数や寸法の記載から、桁行四間、梁間二間で、棟通りには四本の棟持柱が立つと推定される(図9)。二通りの可能性を示した。おそらく屋根は切妻造で、垂木勾配が七寸(7/10)である。ただし棟の長さ「二丈五尺」は、借玉殿の記載を参照して「三丈五尺」の誤記と仮定した。借玉殿もほぼ同様な形式と見られる。

これらは、引用部分の末尾の註記によって、万寿二年(一〇二五)に式年造替が行われた建物を示すと考えられ、三十年ごとの造替が行われているのであるから、遅くとも十世紀末からこのような形態の社殿が存在したことになる。

この復原が妥当であれば、抜鉾神社本殿は伊勢神宮正殿(図10)と類似した規模と形式で、高さでは伊勢神宮を上回ることになる。ただし桁行が四間と偶数であり、建物内部にまで棟持柱が存在するのは、伊勢神宮とは異なり、これを伊勢

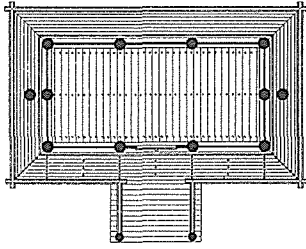


図10 伊勢神宮内宮正殿平面図

出典：『名宝日本の美術』18 伊勢と日光（小学館 昭和五十七年）

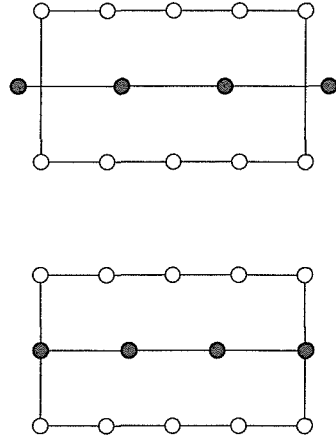


図9 抜鉾神社専玉殿の推定復原案2種

神宮の神明造と同じ範疇に入れるのは憚られる。

ちなみに抜鉾神社の後身とされている貫前神社の本殿は、寛永十二年に建てられた新しいものであるが、正面三間、側面三間、入母屋造、妻入で、正面に三間の向拜を取り付けた建物である。内部は柱と扉で前後二つの空間に仕切って、後方の奥行二間の空間中央に独立柱が立つ。また天井裏にも祭祀の場が設えられている。このような特異な形式を「上野国交替実録帳」の記事から窺うことはできない。つまり現在の貫前神社本殿の形式は、中世以降に創出されたものと考えられる。

〔五〕「年中行事絵巻」

後白河上皇が作らせたとされる「年中行事絵巻」<sup>⑧</sup>には平安京周辺の神社が描かれている。これを拾い出すと神社社殿の形式の傾向を知ることができる。

描かれた神社社殿は、流造が十三棟、春日造が六棟、流造の可能性のあるもの一棟である。流造の可能性のあるものとは屋根が完全には描かれていないものである。つまりほぼすべてが流造か春日造であって、現存遺構から知られる中世以降の主流の本殿形式に集約されていることになる。もちろん前項までに見たように、多様な形式の神社本殿は、都ではなく地方にあるものであったから、都周辺にそのような多様な形式の

神社があつたかどうかは不明である。

「年中行事絵巻」の制作の下限は治承年間とされているから、十二世紀後期には多様な形式が淘汰されて、限られた形式に集約されていったと見る事ができるだろう。実際、現存最古の流造本殿遺構は冒頭にも述べたように十一世紀後期建設の京都府宇治上神社本殿、それに次ぐのが建保三年（一一二九）建設の香川県神谷神社本殿である。また奈良県宮の平遺跡は丹生川上神社上社境内の遺跡であり、六国史などに見える丹生川上社に比定される神社の遺跡である。発掘調査の結果によれば、ここで社殿が作られたのは十二世紀末から十三世紀初頭で、三間社流造の社殿と推定される礎石が検出されている。これも上記推定を傍証する史料と言えよう。

（六）神社建築の多様性

ここで取り挙げた遺跡から検出された遺構が神社本殿であるか否かは、なお確定的とは言い難い面もあり、遺構の再検証や類例の増加を待たねばならない面がある。しかし神社建築と考へ得る要素を備えている事も認められるので検討対象とした。以上の例で明らかのように、建築形態が判明する八世紀中期から平安時代後期の神社本殿を列挙すると、その形式は一定しておらず、多様であつたことが判明する。官社制の下で神社本殿が国家の施策として造営されていったという制度論に立つと、画一的な神社施設が普及していったかに思われるが、しかし実際に造られた（造られていないものも含め）神社の本殿を含む施設は多様であつたことになる。

- ① 『青木遺跡Ⅱ（弥生～平安時代編）』（鳥根県教育委員会 平成十八年三月）
- ② 前掲註①報告書二〇三頁
- ③ 各辺の中央の柱のいずれかが棟持柱であつたのかどうかは、発掘遺構からは確認できない。
- ④ このことについては以下の書で発掘遺構が集成されている。  
浅川滋男・鳥根県古代文化センター編『出雲大社の建築考古学』（同成社 平成二十四年九月）
- ⑤ 出雲大社本殿と同形式の神社本殿は、現存例では神魂神社本殿（天正十一年 一五八三 建設）が最古で、その他、鳥根県内で近世の神

本社殿遺構がいくつ知られている。近世の遺構は、大社造の近世社会の中での普及と見るべきである。

- ⑥ 高根県杉沢Ⅲ遺跡は八世紀後半から九世紀前半の遺跡であり、やはり方二間に心柱もある遺構が検出されている。これについて篠原祐一は神社の遺構と認定している。これに従うなら、この遺跡も青木遺跡と同様な特質をもつ社殿があつた神社と言える。

篠原祐一「考古学からの神社認定のプロセス」(古代考古学フォーラム二〇〇四「古代の社会と環境」)「開発と神仏とのかかわり 資料集」帝京大学山梨文化研究所・古代考古学フォーラム実行委員会 平成十六年十月

- ⑦ 前掲註①報告書

⑧ ほ場整備関係(経営体育成基盤整備) 遺跡発掘調査報告書三七―二  
『金貝遺跡 東近江市野村町』(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財協会 平成二十二年三月)

- ⑨ 前掲註⑧報告書

黒田龍二「附論 掘立柱建物S B 3の建築史的考察」(同上報告書所収)

⑩ 八日市新川広域河川改修工事に伴う発掘調査報告書『金貝遺跡 東近江市野村町』(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財協会 平成二十三年三月)

⑪ ただしこれら三棟はいずれも庇の柱掘方が身舎のそれより小さくまた浅い。従つて身舎と庇の屋根が別構造の建物と考える事ができる。

⑫ S B 3周辺の遺構については、例えば前掲註⑩報告書掲載のH区S B 1・4は五間一面の平面で、柱筋の揃い具合はS B 3よりはるかに正確である。

⑬ この遺跡については柳原功一執筆の以下の報告書に拠る。なお同書

中に、遺構の解釈についての拙論「三ヶ所遺跡(3次)の掘立柱遺構の解釈」を収録している。

山梨市文化財調査報告書第一五集「三ヶ所遺跡(第3次調査地点)―市道小原東後屋敷線改良に伴う発掘調査報告書―」(山梨市・山梨市教育委員会・(財)山梨文化財研究所 平成二十四年三月)

- ⑭ 前掲註⑬報告書に拠る。

⑮ 本遺跡と窪八幡及びその御旅所と言うべき杵宮との関係については、前掲註⑬報告書「御幸道と杵宮」に詳しい。

⑯ 前沢和之「上野国交替実録帳」についての基礎的研究」(『群馬県史研究』第四号 昭和五十一年九月)

前沢和之「史料解説「上野国交替実録帳」」(『群馬県史』資料編4 原始古代4 群馬県 昭和六十年三月)

⑰ 貫前神社の元禄十一年の棟札には「奉再興一宮抜鉾大明神御宝殿修」とあつて、近世には抜鉾大明神と称していたことが明らかである。

『重要文化財貫前神社本殿及び拝殿保存修理工事報告書』(文化財建造物保存技術協会 平成二十六年)

- ⑱ 以下の検討は下記刊本に拠つた。

『日本の絵巻8 年中行事絵巻』(中央公論社 昭和六十二年十一月)

⑲ この内、四棟分と考えた巻十二の梅宮社は、四棟の屋根が繋がれて連棟となっている。ちなみに現状の同社本殿は流造である。

⑳ この点も前掲註⑬の小松茂美による解説に従つた。

㉑ 丹生川上社の比定地は三社あり、下社・中社・上社と呼ばれている。神社の比定の経緯及び宮の平遺跡の遺構については以下の報告書参照。

『宮の平遺跡 奈良県立橿原考古学研究所調査報告第84冊』(奈良県教育委員会 平成十五年三月)

おわりに——定着・定型化の過程——

近年の学説に立脚して、七世紀後半に官社制の形成に伴って国家の主導の下に神社本殿が創出され、それが神社に建設されていったとすれば、それが流布して行く過程はどのようであったかを、十世紀までの時期を中心に検討した。

国家は神社建築の造営・修理・維持管理や清浄に保つことを全国の諸社に命じ続ける。この対象となる神社は、実際には七世紀末から八世紀には「延喜式」の式内社の数にははるかに及ばない限定的なものだったと考えられるし、その命令は迅速には貫徹しなかつたであろう。そして国司の神社施設維持の責務もまた完全には果たされず、在地の神社運営組織である禰宜・祝等に委ねられたが、それも万全には機能しなかつた。

実際、この間に荒廃する神社もあつたし、一方でいまだ建築的施設をもたない神社もあつた。自然の地形がそのまま神社施設である神社も存在したが、その中には、建築的な施設に擬えて把握されているものもあつて、神社本殿の建築的形態や神社の施設構成の一般的あり方が浸透しつつあるらしい状況も窺える。

本殿の建築形式についてはわずかな史料しかないが、八世紀後半から九世紀前期にかけて、青木遺跡のように古墳時代に見られた建築形式を踏襲する神社と、金貝遺跡のように中世以降に主流となる流造が併存している。しかし現在知られていない形式の三ヶ所遺跡や抜鉾神社の本殿もあり、そのような特異な本殿は十一世紀に入つても、まだ見られるものであつた。

つまり平安中期までは、神社本殿の建築に関する規範はなかつたし、本殿を持つ神社も、持たない神社も、混在していた。さらに本殿があつたとしてもいまだ画一的な形式とはならず、七世紀以前の古風な建築形式を模倣したかと思われる本殿も含まれていた。

「年中行事絵巻」で流造と春日造の本殿がほとんどを占めるようになるのは、ようやく定型化した神社本殿が流布した

ことを意味するものと見たい。しかし都周辺の限られた有力大社しか描かれていないから、これを以て日本全体を推し量るのは危険である。

神社施設の実態としては、平安時代を通じて多様であったことが重要である。神社建築を持たない神社も、本殿その他の施設を備える神社もあつただけではなく、本殿形式も多様であつた。それらはおそらく官社制以前の自然信仰を反映している側面があるはずであり、それを基盤にしつつ、中国の諸種の信仰や宗教を取り込みながら日本の神社の制度が確立してゆく過程で、本殿の多様な建築形態も生まれたと推定される。そこで参照されたのは、最初の神社建築とも言うべき伊勢神宮の正殿であつたわけではない。一方でそれが限られた形式に集約されていくのは十二世紀頃と推定した。しかしその要因やその具体的な過程について、十分な史料を見いだしていない。

ここで、三橋正による、神社に常駐する神主がおかれてそれを中心とする神職制度ができあがるのが撰関期から院政期にかけてであり、神そのものの観念、神への信仰のあり方の形成も同じ頃だとの指摘<sup>①</sup>は重要な手掛かりとなる。固定的かつ安定的な神社の維持管理体制の形成と、神社本殿の定型化は相互に関連をもっており、形と組織の両輪の形成が中世的な神社のありようを規定したのであり、そこへ到る平安時代中期までは、その両輪が共に不安定で、神社本殿について言えば定着と形式固定化の途上を緩慢に歩んでいた時代と位置づけられると考えられる。逆に言えばその安定化の過程の中で、徐々に神社本殿の建設とその形式の画一化が図られたと見る事ができる。平安時代前期・中期の神社修造の施策は、それだけでは実効性を持たなかつた。むしろ垂迹思想や神道思想の形成が社殿の定型化に関わるのではないかと想定されるが、<sup>②</sup>もはや本稿の域を脱することになる。本稿では主に十世紀までの史料の検討に終わったので、その後の時期の史料の検討は稿を改めて行いたい。

① 三橋正「中世的神職制度の形成——「神社神主」の成立を中心に

月

——「神道古典研究」会報十五号 神道古典研究会 平成五年十二

② 「類聚神祇本源」は元応二年（一三三〇）に度会家行が著した。そ

中の宝亀二年の紀年を持つ太政官符の形態をとる「一、大中小社差別事」の項は、神道思想に現れた社殿の基準を示す史料として知られている。このような基準やそれを作成しようという意識がいつどこで生ずるかについては、筆者の能力を超える。同書の成立時期と本稿で扱ってきた時期にも隔たりがある。この点も後考を期したい。なおここで述べたことについては以下の三橋の論考に示唆を受けた。「類聚神

祇本源」については下記の書の解題を参照した。また丸山茂に御教示いただいた点がある。

三橋正「中世前期における神道論の形成——神道文献の構成と言説

——」（大隅和雄編『文化史の諸相』吉川弘文館 平成十五年二月）

『真福寺善本叢刊』第九巻「類聚神祇本源」（臨川書店 平成十六年）

付記 本研究は科学研究費基盤研究A「人類の思想的営みとしての宗教遺産の形成に関する総合的研究」、基盤研究B「真言密教寺院の史料調査に基づく分野横断的総合研究——新たな仏教思想史の枠組を求めて」（いずれも代表 上島亨）による研究成果である。

（京都大学大学院工学研究科教授）

The Formative Process of Shrine Architecture,  
Focusing Chiefly on the Early and the Middle Heian Period

by

YAMAGISHI Tsuneto

Accompanying the creation of the system of government shrines during the reign of Tenmu, the Ritsuryō state's system of Kami worship was also established and shrine structures began to be maintained. However, this does not signify that shrine architecture spread uniformly throughout the country following the latter half of the seventh century. When and by what process did shrine architecture spread throughout the country under the government-shrine system? Through an examination of the actual state of shrine structures as seen in national histories and the forms of architecture as seen in archaeological sites, I examined the gradual process of the construction of a style of shrine architecture that became fixed in the late Heian period and the process of the winnowing this type out of the multiplicity of shrine architecture.

I specifically clarified the following points. First, in tracing the change in the number of shrines from the eighth to ninth century, I demonstrated that the numbers increased over time. Conversely, I point out that only a small number of shrines among those of the five capital provinces and seven circuits are seen in the national histories of the eighth century. Furthermore, I investigated the policy of repairing and maintaining the cleanliness of the shrines from the eighth through the tenth century. As indicated in previous studies, the state continuously ordered shrines throughout the country to build, maintain and repair shrine architecture and maintain their purity. Judging from the aforementioned estimate of the number of shrines, it can be surmised that the number of shrines that were the object of such orders was limited to a few, and it appears, on the basis of their repeated issuance, that the contents of these orders was not immediately adopted nor implemented by the shrines. This means that architectural structures had not completely spread to regional shrines and that governors and local religious organizations that had responsibility for building and maintaining

structures were not functioning fully. In addition, one also sees cases of previously built shrine structures not being sufficiently maintained and ceasing to exist.

Next, I sought examples in historical sources that would confirm the actual state of shrine architecture. At shrines that were not influential to the state, specifically named shrine architecture first appeared in the middle of the ninth century, and in contrast, it is common to find cases where there was no shrine architecture, and when there was an effort to build a structure, it was frequently a Buddhist temple associated with a shrine. I also found the case of the natural scenery substituting for architecture because there were no architectural structures, as can be seen in record of the case of deity of Kôzushima in Izu from Jôwa 7 (840). On the one hand, this is an example of a shrine without shrine architecture, but it also suggests the circumstances of the spread of architectural structures to a certain extent in the area of the shrine.

In order to grasp the reality of architectural structures, about which knowledge from written sources is limited, I chose archaeological remains that had a high probability of being those of shrine architecture from archaeological surveys, and examined them to recreate the architectural form. In addition, I took examples from written records such as the eleventh-century *Kôzuke no kuni kôtai jitsuroku chô* from which one can learn the actual form of the architecture, and I pointed out the fact that there was no fixed form for the main *honden*, and there were *honden* among them that appeared to be modeled on the archaic style of architectural forms from prior to the seventh century. This differs from the situation of extant shrine architecture from the medieval period onward that is concentrated in either the *nagarezukuri* or *Kasuga-zukuri* styles, and thus the prior to the eleventh century the form of shrine architecture had not been formalized. The fact that the *Nenjû gyôji emaki*, which is thought to be from the mid-twelfth century, depicts only the *nagarezukuri* or *Kasuga-zukuri* styles, indicates that the style of the shrine *honden* had by then become uniform, and I hypothesize that the formalization of the *honden* style was linked to the formation of the system of shrine officials that occurred at the same time.

The establishment of government shrine system did not immediately bring about the construction of a fixed style of shrine *honden* that spread throughout the country in a uniform manner. This article has elucidated concrete aspects of this fact.